第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年１月23日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　倉上　卓也

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　12

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　豊四季台団地（建替）第Ⅴ－Ａ期第１住宅建設その他工事

②　豊四季台団地（建替）第Ⅴ－Ａ期第２住宅建設工事

③　豊四季台団地（建替）第Ⅴ－Ａ期第３住宅建設工事

（以下「本工事」という。）

⑶　工事場所　千葉県柏市豊四季台四丁目937－１

⑷　工事内容　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする

建築工事一式、電気工事一式、機械設備工事一式　（ガス・ＥＶは除く）

①　イ　住棟：鉄筋コンクリート造　地上８階建１棟（建築基準法上の住棟数、以下同じ）住宅戸数56戸　延べ面積約3,484㎡

ロ　住棟：鉄筋コンクリート造　地上12階建１棟　住宅戸数83戸　延べ面積約4,945㎡

ハ　住棟：鉄筋コンクリート造　地上12階建１棟　住宅戸数71戸　延べ面積約4,227㎡

ニ　附属棟：駐輪場　延べ面積約209㎡：ゴミ置き場　延べ面積約63㎡：ポンプ室　延べ面積約109㎡：東屋　延べ面積約６㎡

②　イ　住棟：鉄筋コンクリート造　地上８階建１棟　住宅戸数64戸　延べ面積約3,908㎡

ロ　住棟：鉄筋コンクリート造　地上８階建１棟　住宅戸数64戸　延べ面積約3,887㎡

ハ　附属棟：駐輪場　延べ面積約190㎡：ゴミ置き場　延べ面積約53㎡

③　イ　住棟：鉄筋コンクリート造　地上６階建１棟　住宅戸数66戸　延べ面積約3,962㎡

ロ　住棟：鉄筋コンクリート造　地上８階建１棟　住宅戸数48戸　延べ面積約3,503㎡

ハ　附属棟：駐輪場　延べ面積約132㎡：ゴミ置き場　延べ面積約20㎡

⑸　工期　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする

①　契約締結日の翌日から令和９年１月15日まで（予定）（指定部分：（建築一式工事）、令和８年１月28日まで）

②及び③　契約締結日の翌日から令和９年１月15日まで（予定）（指定部分（建築工事一式）、令和７年11月30日まで）

⑹　追加工事　なし

⑺　工事実施形態

イ　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

ロ　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び単価見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。なお、紙入札方式に関する申請については、５⑭ニに承諾願を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ＨＰより入手すること。（詳細は、「機構ＨＰ」→「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）

ハ　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

ニ　本工事は建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。

ホ　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

ヘ　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と別紙６「設計・施工に関する覚書」を交換し、実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、工事請負契約を締結する。

ト　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に単価見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた単価見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求め活用する方式の試行工事である。なお、見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。

チ　本工事は、４週８閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。

リ　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

ヌ　本工事は、建設現場の生産性向上に資する取り組みについて評価を行う試行工事である。工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

2　競争参加資格　次の⑴から⑰に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑱の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑲に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより上記１⑵本工事に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における令和３・４年度の一般競争参加資格について「建築」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。また、令和５・６年度の一般競争参加資格について、一般競争参加資格認定の申請を行い、開札日までに当機構東日本地区における令和５・６年度の一般競争参加資格について、上記と同様の認定を受けていること。

⑶　当機構東日本地区における令和３・４年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限日から開札までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）が発注した工事で、資料の提出期限日から遡って１年以内の期間において完了した工事のうち、60点未満の成績の者がないこと。（通知されていないものを除く。）